十七　放射線取扱主任者免状の交付又は再交付を受けようとする者	三千五百円（電子申請等による場合にあつては、三千三百円）	
十八　放射線取扱主任者定期講習を受けようとする者	二万二千四百円	
十九　法第三十六条の三第一項の研修を受けようとする者	別に政令で定める額	
二十　特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けようとする者	二万七千五百円	
二十一　法第三十八条の三において準用する法第三十六条の三第一項の研修を受けようとする者	別に政令で定める額	

（輸出貿易管理令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

一　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二一の二の項

二　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第十六号及び同条第二項の表放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十条の項

三　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十八条第七号

四　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第百五十四号

（警察庁組織令の一部改正）

第三条　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に、「の施行に関する事務に」を「及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務に」に改める。

第三十九条第三号中「の施行」を「及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行」に、「の防護」を「及び特定放射性同位元素の防護」に改める。

（原子力規制委員会組織令の一部改正）

第四条　原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十五号中「原子力利用」を「原子力の研究、開発及び利用（第九条第二項第一号において「原子力利用」という。）」に改め、同条第二十六号中「、原子力事故」を「及び原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故（以下「原子力事故」という。）」に改め、同条第二十七号中「、原子力事故」を「及び原子力事故」に改め、「及び核燃料物質の防護」を削り、同条第三十三号を同条第三十四号とし、同条第三十二号中「核燃料物質」の下に「、放射性同位元素」を加え、同号を同条第三十三号とし、同条中第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十　核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関すること。

第五条第三号中「原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故（以下「原子力事故」という。）」を「原子力事故」に改める。

第九条第二項第一号中「原子力の研究、開発及び利用」を「原子力利用」に改める。

第二章　経過措置

第五条　原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第五条の規定による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下この条において「放射性同位元素等規制法」という。）第二十五条の五及び第二十五条の六第二項の規定は、改正法第五条の規定の施行の日以後に開始される放射性同位元素等規制法第二条第三項に規定する特定放射性同位元素（以下単に「特定放射性同位元素」という。）の運搬について適用する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、改正法第五条の規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

（放射線検査官の資格に関する経過措置）

2　第一条の規定による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第三十条第二項の規定の適用については、放射線検査官が有するこの政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前における特定放射性同位元素に相当する放射性同位元素（改正法第五条の規定による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二条第二項に規定する放射性同位元素をいう。）の防護についての知識及び経験は、特定放射性同位元素の防護についての知識及び経験とみなす。

（手数料に関する経過措置）

3　施行日前に既に納付した手数料又は施行日前に納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　柴山　昌彦
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

森林経営管理法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十号

森林経営管理法施行令

内閣は、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第十条、第二十四条及び第四十三条第一項第二号並びに同法附則第二条の規定により読み替えて適用する林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（不明森林共有者の探索の方法）

第一条　森林経営管理法（以下「法」という。）第十条の政令で定める方法は、共有者不明森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不明森林共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不明森林共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

一　当該共有者不明森林の土地及びその土地の上にある立木の登記事項証明書の交付を請求すること。

二　当該共有者不明森林の土地を現に占有する者その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者であつて農林水産省令で定めるものに対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。